

令和7年度(2025年度) 水質検査計画

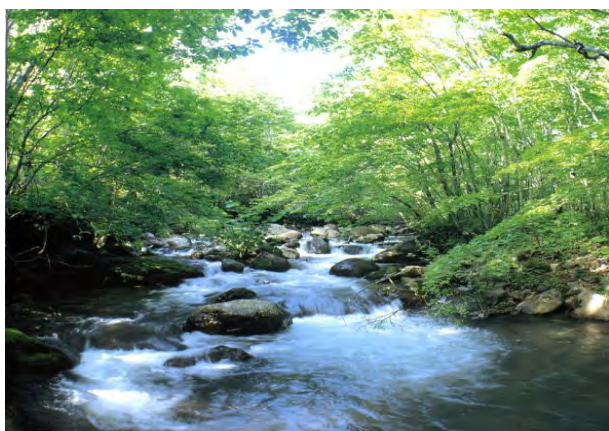


元町配水場(2024年)

函館市企業局

目 次

1	はじめに	1
2	基本的な方針	1
3	函館市水道事業の概要	2 ～ 4
4	原水および水道水（給水栓水）の水質状況	5 ～ 7
5	検査箇所（採水地点）	8 ～ 9
6	検査項目および頻度	10 ～ 16
7	水質検査の方法	17
8	臨時の水質検査	17
9	水質検査実施体制	17 ～ 18
10	水質検査計画および水質検査結果の公表	18
11	水質検査結果の評価	18
12	水質検査の精度と信頼性の確保	18
13	関係者との連携	19
別表－1～5	水質検査結果	20 ～ 25



亀田川



元町配水場

令和7年度（2025年度） 水質検査計画

1 はじめに

本市では、市民の皆様に安全でおいしい水を供給するため、水源の保全や適正な浄水処理を行うとともに、水源から浄水場、給水栓に至るまで定期的な水質検査を実施し、水質基準に適合した水道水の安全性を確認しています。

水質基準とは、水道法の目的の一つである清浄な水を供給するために、「水道法第4条」および「水質基準に関する省令」に規定されている安全基準で、水道により供給される水は、この基準に適合することが義務付けられています。

これまで水質基準は、昭和33年に制定後幾度か改正を経て、平成4年の改正では、それまでの26項目からトリハロメタン類の消毒副生成物等を含む46項目へと大幅に強化されました。

その後、ハロ酢酸等の消毒副生成物や新たな化学物質による問題が提起され、より一層水道水質管理を充実・強化する必要性が求められていることから、最新の科学的知見に対応して逐次水質基準を見直す逐次改正方式をとり、平成16年に新たな「水質基準に関する省令」が施行され、平成26年4月より51項目となっています。

「水質検査計画」とは、水道事業者が水質検査箇所、検査項目、検査頻度等について、各水源の特徴、検査結果を勘案しつつ、安全性確保等の検討を行い、毎事業年度の開始前に需要者（市民の皆様）に対し公表するものです。

本市においても、「水質検査計画」を策定し、市民の皆様に水質検査内容をお知らせするとともに、広くご意見をお聞きして、次年度の計画作成の参考としていき、より一層安全で安定した水質管理に努めてまいります。

2 基本的な方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを確認するための水質検査を、以下の基本的な方針に従い実施します。

- (1) 検査箇所は、水質基準が適用される「浄水場系統ごとの給水栓（蛇口から出る水）」のほか、浄水場「原水」，「浄水」および「配水池」，更に水源域の「河川水」とします。
- (2) 検査項目は、水道法で定められた水質基準項目，検査を行うことが望ましいとされた水質管理目標設定項目，更に水質の状況を把握するため独自で定めた項目とします。
- (3) 検査頻度は、水道法に基づくほか、これまでの検査結果や水源およびその周辺状況を参考にします。

3 函館市水道事業の概要

令和 7 年度の計画給水人口は247,000人となっており，水道施設全体の位置状況は「水道施設位置図」のとおりです。

(1) 給水状況

給水状況は表－1 のとおりです。

表－1 給水状況

名 称		給 水 区 域	平均給水量 ($\text{m}^3/\text{日}$) (令和 5 年度実績)
函館地区 (赤川低区・赤川高区・ 旭岡浄水場系統)		戸井支所・恵山支所・楳法華支所・南茅部支所の 所管区域および一部区域を除く函館市全域 北斗市七重浜 1 丁目の一部	83,807
東 部 地 区	戸井地区 (戸井浄水場系統)		小安町, 釜谷町, 汐首町, 瀬田来町, 弁才町, 泊 町, 館町, 浜町, 新二見町および原木町の一部
	恵 山 地 区	日浦 (日浦浄水場系統)	日浦町の一部
		大潤 (大潤浄水場系統)	豊浦町, 大潤町, 中浜町, 女那川町, 川上町, 高岱町および日ノ浜町の一部
		日ノ浜 (日ノ浜浄水場系統)	日ノ浜町の一部, 古武井町, 恵山町, 柏野町, および御崎町の一部
	楳法華地区 (楳法華浄水場系統)		新浜町の全部ならびに恵山岬町, 元村町, 富浦町, 島泊町, 新恵山町, 絵紙山町, 新八幡町 および銚子町の一部
	南 茅 部 地 区	古 部 (古部浄水場系統)	古部町の一部
		木 直 (木直浄水場系統)	木直町の一部
		尾札部 (尾札部浄水場系統)	尾札部町および川汲町の一部
		臼 尻 (臼尻浄水場系統)	川汲町, 安浦町, 臼尻町および豊崎町の一部
		大 船 (大船浄水場系統)	豊崎町, 大船町, 双見町および岩戸町の一部な らびに鹿部町字大岩 1 番地

(2) 浄水場施設の概要

本市には、函館地区3か所、東部地区10か所の計13か所の浄水場があります。
概要は表－2のとおりです。

表－2 浄水場概要

① 函館地区

浄水場名称	所在地	水 源	平均浄水量 ($\text{m}^3/\text{日}$) (令和5年度実績)	浄水処理方法
赤川低区浄水場	函館市赤川町85	・亀田川水系 笹流貯水池貯留水 ・松倉川水系 松倉川表流水	27,488	緩速ろ過方式
赤川高区浄水場	函館市赤川町443	・亀田川水系 新中野貯水池貯留水 笹流貯水池貯留水(予備) ・松倉川水系 松倉川表流水(予備)	30,984	急速ろ過方式 (マンガン除去処理)
旭岡浄水場	函館市旭岡町17-12	・松倉川水系 松倉川表流水 ・汐泊川水系 汐泊川表流水	29,777	急速ろ過方式 (マンガン除去処理)



汐泊取水堰



旭岡浄水場（薬品沈でん池）

② 東部地区

浄水場名称	所在地	水 源	平均浄水量 ($\text{m}^3/\text{日}$) (令和5年度実績)	浄水処理方法
戸井浄水場 (戸井地区)	函館市弁才町157-2	・戸井川水系 戸井川表流水	1,071	緩速ろ過方式
日浦浄水場 (恵山地区)	函館市日浦町505	・日浦川水系 日浦川表流水	60	緩速ろ過方式
大瀬浄水場 (恵山地区)	函館市女那川町342-1	・尻岸内川水系 あゆ沼川伏流水	1,057	塩素消毒処理
日ノ浜浄水場 (恵山地区)	函館市高岱町145	・古武井川水系 牛舎の沢川伏流水	815	膜ろ過方式
楯法華浄水場 (楯法華地区)	函館市新恵山町42-4	・矢尻川水系 新冷水川伏流水	651	急速ろ過方式
古部浄水場 (南茅部地区)	函館市古部町307	・相泊川水系 冷水沢川湧水	92	膜ろ過方式
木直浄水場 (南茅部地区)	函館市木直町1262	・ポン木直川水系 左股無名川表流水	252	緩速ろ過方式
尾札部浄水場 (南茅部地区)	函館市尾札部町2320	・著保内川水系 著保内川表流水	1,341	緩速ろ過方式
臼尻浄水場 (南茅部地区)	函館市臼尻町670	・垣の島川水系 垣の島川表流水	962	緩速ろ過方式
大船浄水場 (南茅部地区)	函館市大船町338-75	・角張川水系 角張川表流水 ・深井戸 ・角張川水系 無名川表流水	663	緩速ろ過方式



戸井浄水場



戸井西部配水池

4 原水および水道水（給水栓水）の水質状況

(1) 函館地区

原水は、取水地点上流域の大半が水源かん養保安林に指定され、良好な環境となっており、降雨・融雪期を除けば水質は安定しています。

亀田川水系については、地質由来の無機物（マンガン、アルミニウム）が高濃度に含まれる場合があります。その他、表－３に挙げる想定される原水の様々な状況から、水質管理上留意すべき項目を定め、これらを考慮しながら適切な浄水処理を行い、水質基準に適合した安全で良質な水を供給しています。

表－３ 水質管理上留意すべき項目（函館地区）

地 区	函 館			
水 源	笹流貯水池 (亀田川・笹流川)	新中野貯水池 (亀田川)	松倉川	汐泊川
浄 水 場	赤川低区 赤川高区	赤川高区	旭岡・赤川低区・ 赤川高区	旭岡
原水の留意事項	・降雨・融雪による濁水の流入 ・渇水期の底質からの金属類等溶出 ・排水等流入による汚染	・降雨・融雪による濁水の流入 ・鉱泉性湧水からの金属類流入 ・渇水期の底質からの金属類等溶出(特に冬期におけるマンガン)および臭気物質の産生	・降雨・融雪による濁水の発生 ・地質由来の有機物(色度成分)	・降雨・融雪による濁水の発生 ・排水等流入による汚染 ・牧場からの流入水
水質管理上留意すべき主な項目	・濁度 ・色度 ・pH値 ・鉄 ・マンガン ・アルミニウム ・大腸菌 ・電気伝導率 ・全窒素 ・全りん	・濁度 ・色度 ・pH値 ・鉄 ・マンガン ・アルミニウム ・ジェオスミン ・大腸菌 ・全窒素 ・全りん	・濁度 ・色度 ・有機物(全有機炭素(TOC)の量) ・鉄 ・マンガン ・アルミニウム ・大腸菌	・濁度 ・色度 ・有機物(全有機炭素(TOC)の量) ・鉄 ・マンガン ・アルミニウム ・一般細菌 ・大腸菌 ・アンモニア態窒素 ・電気伝導率

(2) 東部地区

原水は、取水地点および上流域がすべて森林で良好な環境となっており、降雨・融雪期を除けば水質は安定しています。その他、表－４に挙げる想定される原水の様々な状況から、水質管理上留意すべき項目を定め、これらを考慮しながら適切な浄水処理を行い、水質基準に適合した安全で良質な水を供給しています。

各地域の水源保護区域状況および原水状況は以下のとおりです。

- ① 戸井地区：戸井川の水資源保全地域はすべて森林で、その大半が土砂流出防備保安林です。
- ② 恵山地区：日浦川の水資源保全地域はすべて森林です。
あゆ沼川および牛舎の沢川の各水資源保全地域はすべて森林で、その大半が土砂流出防備保安林あるいは水源かん養保安林です。
- ③ 楢法華地区：新冷水川の水資源保全地域はすべて土砂流出防備保安林です。
火山性温泉の影響でヒ素が含まれていますが、浄水処理によって除去しています。
- ④ 南茅部地区：冷水沢川、左股無名川、著保内川、垣の島川、角張川および無名川の各水資源保全地域はすべて森林で、その大半が土砂流出防備保安林です。
垣の島川（臼尻原水）は、地質由来の無機物（マンガン、アルミニウム）が高濃度に含まれる場合がありますが、浄水処理によって除去しています。

参考として、過去３年間に於ける函館地区３浄水場、東部地区１０浄水場の給水栓・原水の水質検査結果は、別表－１～５のとおりです。



日浦浄水場



日ノ浜浄水場（配水池）

表－４ 水質管理上留意すべき項目（東部地区）

地 区	戸 井	恵 山			楢法華
水 源	戸井川	日浦川	あゆ沼川	牛舎の沢川	新冷水川
浄 水 場	戸 井	日 浦	大 潤	日ノ浜	楢法華
原水の留意事項	・降雨・融雪による濁水の発生 ・地質由来の有機物(色度成分)	・降雨・融雪による濁水の発生 ・地質由来の有機物(色度成分)	・周辺環境の変化による汚染	・周辺環境の変化による汚染	・火山性温泉の影響
水質管理上留意すべき主な項目	・濁度 ・色度 ・有機物 (全有機炭素(TOC)の量) ・大腸菌	・濁度 ・色度 ・有機物 (全有機炭素(TOC)の量) ・大腸菌	・大腸菌	・大腸菌	・ヒ素 ・大腸菌

地 区	南 茅 部				
水 源	冷水沢川	左股無名川	著保内川	垣の島川	角張川・深井戸・無名川
浄 水 場	古 部	木 直	尾札部	臼 尻	大 船
原水の留意事項	・周辺環境の変化による汚染	・降雨・融雪による濁水の発生 ・地質由来の有機物(色度成分)	・降雨・融雪による濁水の発生 ・地質由来の有機物(色度成分)	・降雨・融雪による濁水の発生 ・地質由来の無機物	・降雨・融雪による濁水の発生 ・地質由来の無機物(角張川)
水質管理上留意すべき主な項目	・大腸菌	・濁度 ・色度 ・有機物 (全有機炭素(TOC)の量) ・大腸菌	・濁度 ・色度 ・有機物 (全有機炭素(TOC)の量) ・大腸菌	・濁度 ・色度 ・pH値 ・マンガン ・アルミニウム ・大腸菌	・濁度 ・色度 ・大腸菌 ・マンガン(角張川) ・アルミニウム(角張川)



楢法華浄水場（配水池）



大船浄水場（配水池）

5 検査箇所（採水地点）

(1) 給水栓

- ① 函館地区：表－5に示す浄水場系統ごとの検査箇所（番号1，2，3）と配水池系統を考慮した検査箇所（番号4～9）の計9か所で実施します。

（図－1「函館地区水質検査箇所」参照）

- ② 東部地区：表－6に示す浄水場系統ごとの10か所と、配水池で塩素の追加注入を行っている戸井浄水場西部配水池区域1か所の計11か所で実施します。（図－2～5「東部地区水質検査箇所」参照）

表－5 給水栓検査箇所（函館地区）

番号	浄水場・配水池系統	検査箇所
1	赤川低区浄水場（赤川低区第2配水池）	中島町，函館市立中島小学校
2	赤川高区浄水場（元町高区配水池）	船見町，本願寺函館別院台町出張所
3	旭岡浄水場（旭岡高区配水池）	石崎町，石崎郵便局
4	赤川低区浄水場および旭岡浄水場 （赤川低区第2配水池および旭岡配水池）	入舟町，入舟町会館
5	赤川高区浄水場（赤川高区第1配水池）	桔梗4丁目，函館市桔梗福祉交流センター
6	旭岡浄水場（旭岡配水池）	銭亀町，函館市銭亀沢支所
7	赤川高区浄水場（元町中区配水池）	谷地頭町，函館市谷地頭老人福祉センター
8	赤川高区浄水場（赤川高区第2配水池）	亀田中野町，三方設備工業株式会社
9	赤川高区浄水場（陣川配水池）	東山町，函館プラスチック処理センター

表－6 給水栓検査箇所（東部地区）

番号	浄水場・配水池系統	検査箇所
11-1	戸井浄水場（戸井地区）	原木町，函館市原木会館
11-2	戸井浄水場西部配水池区域（戸井地区）	小安町，小安増圧ポンプ
12	日浦浄水場（恵山地区）	日浦町，民間宅
13	大潤浄水場（恵山地区）	豊浦町，民間宅
14	日ノ浜浄水場（恵山地区）	御崎町，民間宅
15	楸法華浄水場（楸法華地区）	恵山岬町，水無海浜温泉
16	古部浄水場（南茅部地区）	古部町，南かやべ漁業協同組合木直支所古部出張所
17	木直浄水場（南茅部地区）	木直町，民間宅
18	尾札部浄水場（南茅部地区）	川汲町，民間宅
19	臼尻浄水場（南茅部地区）	豊崎町，民間宅
20	大船浄水場（南茅部地区）	岩戸町，民間宅

(2) 浄水場の原水

水源およびその周辺の状況を把握し、適切な水質管理を行うために、各浄水場の入り口である「原水」で検査を実施します。

(3) 浄水および配水池

適正な浄水処理が行われていることを確認するために、浄水場の出口である「浄水」として、函館地区の3浄水場内に設置されている赤川低区第2配水池、赤川高区第1配水池、旭岡配水池で検査を実施します。

また、函館地区では各浄水場の給水区域が広範囲に渡っていますので、送配水施設内での水質変動を把握するために、浄水場施設敷地外にある元町高区配水池、旭岡高区配水池、元町中区配水池、赤川高区第2配水池、陣川配水池でも検査を実施します。

(4) 河川水

取水地点および上流域の状況・水質の特徴を把握するため、河川水・各河川水系（亀田川・笹流川・松倉川・汐泊川）で水質試験を実施します。



笹流貯水池



ダム公園（笹流貯水池ミニチュア）



新中野貯水池



旭岡浄水場

6 検査項目および頻度

(1) 毎日検査項目、水質基準項目

① 水質基準が適用される給水栓

a 毎日検査項目

「色及び濁り並びに消毒の残留効果（残留塩素）」の検査を行います。

b 水質基準項目（51項目）

(a) おおむね1か月に1回以上行う検査（毎月検査）

「水質基準に関する省令（以下、「省令」という）」に定められている
51項目（表－7等参照）のうち、

おおむね1か月に1回以上検査を行わなければならない9項目

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素(TOC)の量）、
pH値、味、臭気、色度、濁度

については、病原生物による汚染の可能性を示す、もしくは存在を疑わせる
指標であり、法令どおり月に1回の検査とします。

臭気物質のジェオスミン、2－メチルイソボルネオールの2項目について
は、定期検査に加え、水源においてこれらの物質を産出する藻類等が発生し
た場合に臨時検査を行います。

(b) おおむね3か月に1回以上行う検査

おおむね3か月に1回以上検査を行わなければならない項目は、前記の1
1項目以外の40項目です。

このうち検査頻度を減らすことができない消毒副生成物類12項目には、
シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、
ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、

トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド
があります。

上記以外の項目の中には、過去3年間の検査結果から、一定の条件を満たせ
ば検査回数の減もしくは検査の省略が可能な項目がありますが（表－7等参
照）、本市では以下の方針に基づき検査頻度を決定しています。

(ア) 安全性を考慮し、検査の省略が可能な項目についても、検査を実施す
ることとします。

(イ) 検査結果が、基準値の10分の1以下である項目については、水源や
周辺の状況を考慮しながら、年1回以上の検査とします。

（水道法では、3年に1回以上まで減らすことができます。）

- (㉒) 検査結果が、基準値の5分の1以下である項目についても、水源や周辺の状況を考慮しながら、年1回以上の検査とします。
(水道法では、1年に1回以上まで減らすことができます。)
- (㉓) 検査結果が、基準値の5分の1を超える項目については、3か月に1回以上の検査とします。
- (㉔) 過去3年間の検査結果がない項目および基準値の改正に伴い、定量下限値*が従来よりも下がった項目については、3か月に1回の検査とします。
- (㉕) 最高値が上記の基準を超えていなくても、原水および水源ならびにその周辺の状況等を考慮し、検査が必要な項目は頻度を増やします。
- (㉖) 年度の途中に過去の検査結果と比べて変動がある場合等、検査が必要な項目は頻度を増やします。

* 定量下限値とは、検査しようとする項目を測定できる最少の濃度をいい、定量下限値未満の場合は、含まれていない、もしくは検査できないほど少ないことを表します。

② 浄水場の原水

原水の水質検査は、水質管理を行う上で重要であることから、省令で定められている水質基準39項目を、水質が最も悪化している時期を考慮しながら、年1回以上の頻度で実施します。

また、箇所ごとに水源域の状況を考慮し必要な項目について、定期的に、また必要と認められる場合はその都度実施します。

③ 浄水および配水池

浄水については、箇所ごとに必要な項目について定期的に実施します。

また、函館地区において、消毒副生成物類等の送配水施設内での水質変動を把握するため、浄水場敷地外にある配水池での検査を年1回以上の頻度で実施します。

④ 河川水

河川水および水源域の状況把握のため、河川上流域の定点で、箇所ごとに必要な項目について、定期的に、また必要と認められる場合はその都度実施します。

(2) 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目は、将来にわたって水道水の安全性を確保するため、水質基準に準じて検出状況を把握する必要がある水道水質管理上留意すべき項目です。

明らかに検査の必要のない項目（消毒剤として使用していない二酸化塩素他）を除き、箇所ごとに必要性に応じてその都度実施します。

検査箇所は「給水栓」と「原水」を基本としますが、送配水施設内での水質変化が見込まれない項目は、給水栓に代えて「浄水」のみで実施します。

(3) クリプトスポリジウム等

水系感染症を起こす可能性のある原虫類の検査として、クリプトスポリジウム等指標菌、クリプトスポリジウム等検査を、「原水」において、浄水処理方法、水源域状況、検査結果等を勘案した頻度で実施します。

(4) その他独自に行う項目・試験

浄水処理が適正に行われているか確認するために有用な項目、水質管理・維持管理に必要な項目を、「給水栓」、「原水」等で定期的の実施し、状況に応じて必要と認められる場合は、その都度実施します。

以上の検討を踏まえ、

表－ 7 「水質基準項目の検査頻度（函館地区）」

表－ 8 「水質管理目標設定項目の検査頻度（函館地区）」

表－ 9 「その他の項目の検査頻度（函館地区）」

表－ 10 「水質基準項目の検査頻度（東部地区）」

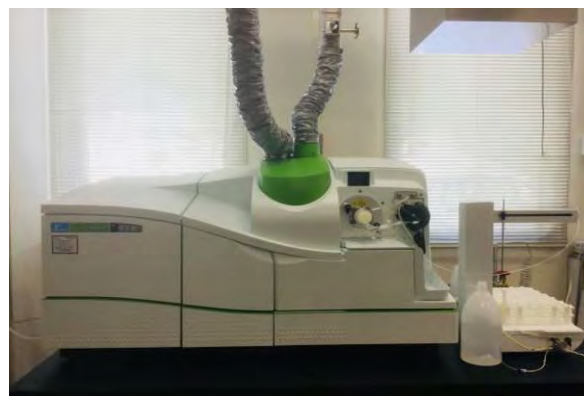
表－ 11 「水質管理目標設定項目の検査頻度（東部地区）」

表－ 12 「その他の項目の検査頻度（東部地区）」

のとおり検査を実施します。



ガスクロマトグラフィー質量分析計
(揮発性有機化合物の検査に使用します)



誘導結合プラズマ質量分析計（ICP-MS）
(金属類の検査に使用します)

表-7 水質基準項目の検査頻度(函館地区)

番号	検 査 項 目	省略・検査 回数の減の 可否	水質基準値	自己	委託	基本検査頻度 ()内:年間頻度 給水栓に適用	検査計画頻度/年					
							給水栓	浄水場関係		配水池	河川水	
								原水	浄水		亀田川笹流 貯水池取入	水系
健康に 関連する 項目	基1 一般細菌	不可	集落数100 /mL以下	○		1回/月(12)	12	12	12	1	12	1
	基2 大腸菌	不可	検出されないこと	○		1回/月(12)	12	12	12	1	12	1
	基3 カドミウム及びその化合物		0.003 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2	—	—	—
	基4 水銀及びその化合物		0.0005 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2	—	—	—
	基5 セレン及びその化合物		0.01 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2	—	—	—
	基6 鉛及びその化合物		0.01 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2	—	—	— (1)
	基7 ヒ素及びその化合物		0.01 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2	—	—	— (1)
	基8 六価クロム化合物		0.02 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2	—	—	—
	基9 亜硝酸態窒素	省略不可	0.04 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2	—	—	—
	基10 シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	0.01 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	4	2	4	—	—	—
	基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	省略不可	10 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	12	12	12	—	12	1
	基12 フッ素及びその化合物		0.8 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2	—	—	— (1)
	基13 ホウ素及びその化合物		1.0 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2	—	—	—
	基14 四塩化炭素		0.002 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2	—	—	—
	基15 1,4-ジオキサン		0.05 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2	—	—	—
	基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2	—	—	—
	基17 ジクロロメタン		0.02 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2	—	—	—
	基18 テトラクロロエチレン		0.01 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2	—	—	—
	基19 トリクロロエチレン		0.01 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2	—	—	—
	基20 ベンゼン		0.01 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2	—	—	—
	基21 塩素酸	不可	0.6 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	4	—	4	1	—	—
	基22 クロロ酢酸	不可	0.02 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	4	—	4	1	—	—
	基23 クロロホルム	不可	0.06 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	4	—	4	1	—	—
	基24 ジクロロ酢酸	不可	0.03 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	4	—	4	1	—	—
	基25 ジブromクロロメタン	不可	0.1 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	4	—	4	1	—	—
	基26 臭素酸	減不可	0.01 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	4	—	4	1	—	—
	基27 総トリハロメタン	不可	0.1 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	4	—	4	1	—	—
	基28 トリクロロ酢酸	不可	0.03 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	4	—	4	1	—	—
	基29 ブロモジクロロメタン	不可	0.03 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	4	—	4	1	—	—
	基30 ブロモホルム	不可	0.09 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	4	—	4	1	—	—
	基31 ホルムアルデヒド	不可	0.08 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	4	—	4	1	—	—
水道水が 有すべき 性状に 関連する 項目	基32 亜鉛及びその化合物		1.0 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2	—	—	1
	基33 アルミニウム及びその化合物		0.2 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	12	12	12	—	12	1
	基34 鉄及びその化合物		0.3 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	12	12	12	1	12	1
	基35 銅及びその化合物		1.0 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2	—	—	1
	基36 ナトリウム及びその化合物		200 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2	—	—	1
	基37 マンガン及びその化合物		0.05 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	12	12	12	—	12	1
	基38 塩化物イオン	不可	200 mg/L以下	○		1回/月(12)	12	12	12	1	12	1
	基39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)		300 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	4	4	4	—	—	1
	基40 蒸発残留物		500 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	4	4	4	—	—	1
	基41 陰イオン界面活性剤		0.2 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2	—	—	— (1)
	基42 ジェオスミン		0.00001 mg/L以下	○		原因藻類発生時期 に月に1回以上	3(6)	3(6)	3(6)	—	—	—
	基43 2-メチルイソボルネオール		0.00001 mg/L以下	○		原因藻類発生時期 に月に1回以上	3(6)	3(6)	3(6)	—	—	—
	基44 非イオン界面活性剤		0.02 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2	—	—	— (1)
	基45 フェノール類		0.005 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2	—	—	—
	基46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	3 mg/L以下	○		1回/月(12)	12	12	12	1	12	1
毎日 検査	基47 pH値	不可	5.8以上8.6以下	○		1回/月(12)	12	12	12	1	12	1
	基48 味	不可	異常でないこと	○		1回/月(12)	12	—	12	1	—	—
	基49 臭気	不可	異常でないこと	○		1回/月(12)	12	12	12	1	12	1
備考	基50 色度	不可	5 度以下	○		1回/月(12)	12	12	12	1	12	1
	基51 濁度	不可	2 度以下	○		1回/月(12)	12	12	12	1	12	1
	毎1 色	不可	異常でないこと	○		1回/日(365)	365	—	—	—	—	—
	毎2 濁り	不可	異常でないこと	○		1回/日(365)	365	—	—	—	—	—
	毎3 消毒の残留効果	不可	* 0.1 mg/L以上	○		1回/日(365)	365	—	—	—	—	—
・検査箇所の「浄水場関係:浄水」は、赤川低区第2配水池、赤川高区第1配水池、旭岡配水池について実施し、「配水池」は赤川高区第2配水池、元町中区配水池、元町高区配水池、陣川配水池、旭岡高区配水池で実施。 ・検査回数のうち、給水栓の○は赤川高区浄水場系統で実施。原水の○は赤川高区浄水場で実施。浄水の○は赤川高区第1配水池で実施。河川水・水系の()は汐泊川水系の一部で実施。 *毎日検査「消毒の残留効果」の水質基準値欄の数値は、水道法施行規則第17条(衛生上必要な措置)によります。												

表-8 水質管理目標設定項目の検査頻度(函館地区)

番号	検 査 項 目	目 標 値	自己	委託	検査計画頻度／年						備 考
					給水栓	浄水場関係		配水池	河川水		
						原水	浄水		亀田川笹流 貯水池取入	水系	
目1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L以下	○		2	2	2	－	－	－	
目2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L以下(暫定)	○		2	2	2	－	－	－	
目3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L以下	○		2	2	2	－	－	－	
目5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	○		2	2	2	－	－	－	
目8	トルエン	0.4 mg/L以下	○		2	2	2	－	－	－	
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L以下	○		2	2	2	－	－	－	
目10	亜塩素酸	0.6 mg/L以下	－	－	－	－	－	－	－	－	二酸化塩素注入なし
目12	二酸化塩素	0.6 mg/L以下	－	－	－	－	－	－	－	－	二酸化塩素注入なし
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L以下(暫定)	○		2	－	2	－	－	－	
目14	抱水クロラール	0.02 mg/L以下(暫定)	○		2	－	2	－	－	－	
目15	農薬類	検出値と目標値の 比の和として1以下	○		1	1	－	－	－	－	
目16	残留塩素	1 mg/L以下	○		12	－	12	1	－	－	
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10～100 mg/L	○		4	4	4	－	－	1	水質基準項目
目18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L以下	○		12	12	12	－	－	1	水質基準項目
目19	遊離炭酸	20 mg/L以下	○		2	2	2	－	－	－	
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L以下	○		2	2	2	－	－	－	
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L以下	○		2	2	2	－	－	－	
目22	有機物等(過マンガノ酸カリウム消費量)	3 mg/L以下	○		2	2	2	－	－	－	
目23	臭気強度(TON)	3 以下	○		2	2	2	－	－	－	
目24	蒸発残留物	30～200 mg/L	○		4	4	4	－	－	1	水質基準項目
目25	濁度	1 度以下	○		12	12	12	1	－	1	水質基準項目
目26	pH値	7.5 程度	○		12	12	12	1	－	1	水質基準項目
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし 極力0に近づける	○		2	2	2	－	－	－	
目28	従属栄養細菌	集落数 2,000/mL以下(暫定)	○		2	－	2	－	－	－	
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	○		2	2	2	－	－	－	
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L以下	○		12	12	12	－	12	1	水質基準項目
目31	ペルフルオロオクタン酸(PFOS)及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	PFOS及びPFOAの量の和とし て0.00005mg/L以下(暫定)		○	1	－	－	－	－	－	

表-9 その他の項目の検査頻度(函館地区)

番号	検 査 項 目		自己	委託	検査計画頻度／年						備 考
					給水栓	浄水場関係		配水池	河川水		
						原水	浄水		亀田川笹流 貯水池取入	水系	
ク1	大腸菌	—	○		—	12	—	—	12	1	
ク2	嫌気性芽胞菌	—	○		—	4	—	—	—	1	
ク3	クリプトスポリジウム等	—	○		—	1	—	—	—	—	
他1	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)	—		○	1	—	—	—	—	—	
他2	アンモニア態窒素	—	○		—	12	—	—	—	1	
他3	生物学的酸素要求量(BOD)	—	○		—	2	—	—	—	—	松倉川
他4	化学的酸素要求量(COD)	—	○		—	2	—	—	—	—	松倉川
他5	紫外線(UV)吸光度	—	○		—	2	—	—	—	—	
他6	浮遊物質(SS)	—	○		—	2	—	—	—	—	
他7	侵食性遊離炭酸	—	○		2	2	2	—	—	—	
他8	全窒素	—	○		—	2	—	—	—	1	
他9	全りん	—	○		—	2	—	—	—	1	
他10	トリハロメタン生成能	—	○		—	1	—	—	—	—	松倉川
他11	生物(藻類)	—	○		—	2	2	—	—	—	
他12	電気伝導率	—	○		12	12	12	1	12	1	
他13	総アルカリ度	—	○		2	2	2	—	—	—	
他14	総酸度	—	○		2	2	2	—	—	—	
他15	溶性ケイ酸	—	○		—	2	—	—	—	—	
他16	塩素要求量	—	○		—	12	—	—	—	—	
他17	硫酸イオン	—	○		2	12	12	—	—	1	
他18	マグネシウム	—	○		4	4	4	—	—	1	
他19	カルシウム	—	○		4	4	4	—	—	1	
他20	気温	—	○		12	12	12	1	12	1	
他21	水温	—	○		12	12	12	1	12	1	

表-10 水質基準項目の検査頻度(東部地区)

番号	検 査 項 目	省略・検査回数 の減の可否	水質基準値	自己	委託	基本検査頻度 ()内:年間頻度 給水栓に適用	検査計画頻度/年							
							戸井		恵山		楢法華		南茅部	
							給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水
健康に 関連する 項目	基1 一 般 細 菌	不可	集落数 100/mL以下	○		1回/月(12)	12	4	12	4(12)	12	4	12	4
	基2 大 腸 菌	不可	検出されないこと	○		1回/月(12)	12	4	12	4(12)	12	4	12	4
	基3 カドミウム及びその化合物		0.003 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2(4)	2	2	2	2(4)	2
	基4 水 銀 及 び そ の 化 合 物		0.0005 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2(4)	2	2	2	2(4)	2
	基5 セ レ ン 及 び そ の 化 合 物		0.01 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2(4)	2	2	2	2(4)	2
	基6 鉛 及 び そ の 化 合 物		0.01 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2(4)	2	2	2	2(4)	2
	基7 ヒ 素 及 び そ の 化 合 物		0.01 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2(4)	2(4)	12	12	2(4)〈4〉	2〈4〉
	基8 六 価 ク ロ ム 化 合 物		0.02 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2(4)	2	2	2	2(4)	2
	基9 亜 硝 酸 態 窒 素	省略不可	0.04 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2(4)	2	2	2	2(4)	2
	基10 シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	0.01 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	4	2	4	2	4	2	4	2
	基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	省略不可	10 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	12	4	12	4(12)	12	4	12	4(12)
	基12 フッ素及びその化合物		0.8 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2(4)	2	4	4	2(4)	2
	基13 ホウ素及びその化合物		1.0 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2(4)	2	4	4	2(4)	2
	基14 四 塩 化 炭 素		0.002 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2(4)	2	2	2	2(4)	2
	基15 1,4- ジ オ キ サ ン		0.05 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2(4)	2	2	2	2(4)	2
	基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2(4)	2	2	2	2(4)	2
	基17 ジ ク ロ ロ メ タ ン		0.02 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2(4)	2	2	2	2(4)	2
	基18 テトラクロロエチレン		0.01 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2(4)	2	2	2	2(4)	2
	基19 トリクロロエチレン		0.01 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2(4)	2	2	2	2(4)	2
	基20 ベ ン ゼ ン		0.01 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2(4)	2	2	2	2(4)	2
	基21 塩 素 酸	不可	0.6 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	4	—	4	—	4	—	4	—
	基22 ク ロ ロ 酢 酸	不可	0.02 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	4	—	4	—	4	—	4	—
	基23 ク ロ ロ ホ ル ム	不可	0.06 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	4	—	4	—	4	—	4	—
	基24 ジ ク ロ ロ 酢 酸	不可	0.03 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	4	—	4	—	4	—	4	—
	基25 ジ ブ ロ モ ク ロ ロ メ タ ン	不可	0.1 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	4	—	4	—	4	—	4	—
	基26 臭 素 酸	減不可	0.01 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	4	—	4	—	4	—	4	—
	基27 総 ト リ ハ ロ メ タ ン	不可	0.1 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	4	—	4	—	4	—	4	—
	基28 ト リ ク ロ ロ 酢 酸	不可	0.03 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	4	—	4	—	4	—	4	—
	基29 ブ ロ モ ジ ク ロ ロ メ タ ン	不可	0.03 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	4	—	4	—	4	—	4	—
	基30 ブ ロ モ ホ ル ム	不可	0.09 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	4	—	4	—	4	—	4	—
	基31 ホ ル ム ア ル デ ヒ ド	不可	0.08 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	4	—	4	—	4	—	4	—
水道水が有すべき 性状に 関連する 項目	基32 亜鉛及びその化合物		1.0 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2(4)	2	2	2	2(4)	2
	基33 アルミニウム及びその化合物		0.2 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	12	4	12	4	12	12	12	4〔12〕
	基34 鉄 及 び そ の 化 合 物		0.3 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	12	4	12	4	12	4	12	4
	基35 銅 及 び そ の 化 合 物		1.0 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2(4)	2	2	2	2(4)	2
	基36 ナトリウム及びその化合物		200 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2(4)	2	2	2	2(4)	2
	基37 マンガン及びその化合物		0.05 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	12	4	12	4	12	4	12	4〔12〕
	基38 塩 化 物 イ オ ン	不可	200 mg/L以下	○		1回/月(12)	12	4	12	4(12)	12	4	12	4(12)
	基39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)		300 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	4	4	4	4	4	4	4	4
	基40 蒸 発 残 留 物		500 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2(4)	2	4	4	2(4)〔4〕	2〔4〕
	基41 陰イオン界面活性剤		0.2 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2(4)	2	2	2	2(4)	2
	基42 ジ ェ オ ス ミ ン		0.00001 mg/L以下	○		原因藻類発生時期に 月に1回以上	2	2	2(4)	2	2	2	2(4)	2
	基43 2-メチルイソボルネオール		0.00001 mg/L以下	○		原因藻類発生時期に 月に1回以上	2	2	2(4)	2	2	2	2(4)	2
	基44 非イオン界面活性剤		0.02 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2(4)	2	2	2	2(4)	2
	基45 フ ェ ノ ー ル 類		0.005 mg/L以下	○		1回/3か月(4)	2	2	2(4)	2	2	2	2(4)	2
	基46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	3 mg/L以下	○		1回/月(12)	12	4	12	4(12)	12	4	12	4(12)
	基47 pH 値	不可	5.8以上8.6以下	○		1回/月(12)	12	4	12	4(12)	12	12	12	4 (12)〔12〕
	基48 味	不可	異常でないこと	○		1回/月(12)	12	—	12	—	12	—	12	—
	基49 臭	気 不可	異常でないこと	○		1回/月(12)	12	4	12	4(12)	12	4	12	4(12)
	基50 色	度 不可	5 度以下	○		1回/月(12)	12	4	12	4(12)	12	12	12	4 (12)〔12〕
	基51 濁	度 不可	2 度以下	○		1回/月(12)	12	4	12	4(12)	12	12	12	4 (12)〔12〕
毎日 検査	毎1 色	不可	異常でないこと		○	1回/日(365)	365	—	365	—	365	—	365	—
	毎2 濁	り 不可	異常でないこと		○	1回/日(365)	365	—	365	—	365	—	365	—
	毎3 消毒の残留効果	不可	* 0.1 mg/L以上		○	1回/日(365)	365	—	365	—	365	—	365	—
備考	*毎日検査「消毒の残留効果」の水質基準値欄の数値は、水道法施行規則第17条(衛生上必要な措置)によります。								()は大淵で実施				()は古部で実施 ◇は木直・尾札部・大船で実施 【】は臼尻で実施 「」は臼尻・大船で実施	

表-11 水質管理目標設定項目の検査頻度(東部地区)

番号	検 査 項 目	目標値	自己	委託	検査計画頻度／年								備 考
					戸井		恵山		楢法華		南茅部		
					給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水	
目1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L以下	○		2	2	2	2	2	2	2	2	
目2	ウ ラ ン 及 び そ の 化 合 物	0.002 mg/L以下(暫定)	○		2	2	2	2	2	2	2	2	
目3	ニ ッ ケ ル 及 び そ の 化 合 物	0.02 mg/L以下	○		2	2	2	2	2	2	2	2	
目5	1,2- ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.004 mg/L以下	○		2	2	2	2	2	2	2	2	
目8	ト ル エ ン	0.4 mg/L以下	○		2	2	2	2	2	2	2	2	
目9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08 mg/L以下	○		2	2	2	2	2	2	2	2	
目10	亜 塩 素 酸	0.6 mg/L以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二酸化塩素注入なし
目12	二 酸 化 塩 素	0.6 mg/L以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二酸化塩素注入なし
目13	ジ ク ロ ロ ア セ ト ニ ト リ ル	0.01 mg/L以下(暫定)	○		2	—	2	—	2	—	2	—	
目14	抱 水 ク ロ ラ ー ル	0.02 mg/L以下(暫定)	○		2	—	2	—	2	—	2	—	
目15	農 薬 類	検出値と目標値の比の和として1以下	○		1	—	1	—	1	—	1	—	
目16	残 留 塩 素	1 mg/L以下	○		12	—	12	—	12	—	12	—	
目17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10～100 mg/L	○		4	4	4	4	4	4	4	4	水質基準項目
目18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L以下	○		12	4	12	4	12	4	12	4【12】	水質基準項目
目19	遊 離 炭 酸	20 mg/L以下	○		2	2	2	2	2	2	2	2	
目20	1,1,1- ト リ ク ロ ロ エ タ ン	0.3 mg/L以下	○		2	2	2	2	2	2	2	2	
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L以下	○		2	2	2	2	2	2	2	2	
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下	○		2	2	2	2	2	2	2	2	
目23	臭 気 強 度 （ T O N ）	3 mg/L以下	○		2	2	2	2	2	2	2	2	
目24	蒸 発 残 留 物	30～200 mg/L	○		2	2	2(4)	2	4	4	2(4)【4】	2【4】	水質基準項目
目25	濁 度	1 度以下	○		12	4	12	4(12)	12	12	12	4(12)【12】	水質基準項目
目26	pH 値	7.5 程度	○		12	4	12	4(12)	12	12	12	4(12)【12】	水質基準項目
目27	腐 食 性 （ ラ ン ゲ リ ア 指 数 ）	-1程度以上とし極力0に近づける	○		2	2	2	2	2	2	2	2	
目28	従 属 栄 養 細 菌	集落数 2,000/mL以下(暫定)	○		2	—	2	—	2	—	2	—	
目29	1,1- ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1 mg/L以下	○		2	2	2	2	2	2	2	2	
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L以下	○		12	4	12	4	12	12	4【12】	4【12】	水質基準項目
目31	ペルフルオロオクタン sulfonate (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	PFOS及びPFOAの量の和として0.0005mg/L以下(暫定)		○	1	—	1	—	1	—	1	—	
備考					()は大潤で実施				()は古部で実施 【】は臼尻で実施 「」は臼尻・大船で実施				

表-12 その他の項目の検査頻度(東部地区)

番号	検 査 項 目		自己	委託	検査計画頻度／年								備 考
					戸井		恵山		楢法華		南茅部		
					給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水	給水栓	原水	
ク1	大腸菌	—	○		—	4	—	4(12)	—	4	—	4	
ク2	嫌気性芽胞菌	—	○		—	4	—	4(12)	—	4	—	4	
ク3	クリプトスポリジウム等	—	○		—	1	—	1(4)	—	1	—	1	
他1	ペルフルオロヘキサスルホン酸(PFHxS)	—		○	1	—	1	—	1	—	1	—	
他2	アンモニア態窒素	—	○		—	4	—	4(12)	—	4	—	4(12)	
他5	紫外線（UV）吸光度	—	○		—	2	—	2	—	2	—	2	
他6	浮遊物質（SS）	—	○		—	2	—	2	—	2	—	2	
他7	侵食性遊離炭酸	—	○		2	2	2	2	2	2	2	2	
他11	生物（藻類）	—	○		—	2	—	2	—	2	—	2	
他12	電気伝導率	—	○		12	4	12	4(12)	12	12	12	4 (12)【12】	
他13	総アルカリ度	—	○		2	2	2	2	2	2	2	2	
他14	総酸度	—	○		2	2	2	2	2	2	2	2	
他16	塩素要求量	—	○		—	4	—	4	—	4	—	4	
他17	硫酸イオン	—	○		2	2	2	2	12	12	2	2	
他18	マグネシウム	—	○		4	4	4	4	4	4	4	4	
他19	カルシウム	—	○		4	4	4	4	4	4	4	4	
他20	気温	—	○		—	4	—	4(12)	—	12	—	4 (12)【12】	
他21	水温	—	○		12	4	12		12	12	12	4 (12)【12】	
備考							（ ）は大洞で実施				（ ）は古部で実施 【 】は臼尻で実施		

* 今後の浄水施設整備に係る水質把握のために、恵山地区の大潤浄水場系統は検査回数を増やしています。

また、南茅部地区の古部浄水場系統については、浄水処理方法が変更となったため基本検査頻度となっています。

7 水質検査の方法

水質基準項目の検査方法は「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」により実施します。

水質管理目標設定項目およびクリプトスポリジウム等対策指針項目検査については、厚生労働省通知の「水質管理目標設定項目の検査方法」，「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法」により，また，その他の項目は日本水道協会作成の「上水試験方法」等により実施します。

8 臨時の水質検査

(1) 水質検査を行う要件

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合に，臨時の水質検査を直ちに行い，給水栓の安全が確認されるまで継続します。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近，給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水過程に異常があったとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき。

(2) 検査箇所

検査箇所は，給水栓を原則とし，水道施設等の必要な場所も実施します。

(3) 水質検査項目

検査項目は，水質基準 5 1 項目のうち，

一般細菌，大腸菌，塩化物イオン，有機物（全有機炭素(TOC)の量），
pH値，味，臭気，色度，濁度

について検査を行い，それ以外の水質基準項目やその他の項目についても，水質異常の状況から必要があると認められるものを検査します。

9 水質検査実施体制

水質検査は，函館市企業局上下水道部浄水課で実施します。

給水栓毎日検査，一部検査項目*，東部地区の水質検査試料採取および運搬業務については委託で実施します。委託して行う場合においても，業務が適切に行われるよう体制を整えるとともに，実施状況を適時確認し，責任を持って検査結果の信頼性を確保し

ています。

＊ 表 7 ～ 1 2 参照

10 水質検査計画および水質検査結果の公表

水質検査計画および水質検査結果は、函館市ホームページで公表します。

水質検査結果は、企業局広報誌「企業局だより」、函館市水道水質試験年報でも公表します。

なお、函館市水道水質試験年報は、函館市ホームページに掲載しており、また企業局（アクロス十字街内および水質試験所）、函館市役所（情報公開コーナー）、函館市中央図書館で閲覧することができます。

11 水質検査結果の評価

検査ごとに、水質基準値および過去の最大値や平均値と比較し、通常と異なる検査結果の場合は原因究明を行い、必要な対応をします。

また、次年度の水質検査計画における検査項目・検査頻度設定に反映させます。

12 水質検査の精度と信頼性の確保

本市では、微生物から化学物質まで多岐にわたる検査を実施しており、なかには極微量レベルの測定を行っている項目もあります。

(1) 水質検査の精度

原則として、基準値および目標値の $1/10$ の定量下限を確保し、変動係数は、無機物は 10% 以下、有機物は 20% 以下の精度が得られるようにします。

(2) 信頼性の確保

水質基準は、水道水が満たすべき水質上の要件であり、すべての水道水は基準に適合しなければなりません。

したがって、水質検査の結果は水道水の安全性を保証するもので、測定値は正確で信頼性の高いことが求められます。

このため、各検査項目ごとの標準作業書等を基に精度の良い検査を行い、信頼性を確保します。

また、水質検査担当者間の均一化等を図る内部精度管理を実施するとともに、環境省や北海道水道水質管理協議会が行う外部精度管理に参加することにより、検査技術の維持および向上を図り、信頼性の確保に努めています。

13 関係者との連携

水道水の安全確保のため、河川管理者や市役所関係部局等と情報交換を行い、水質異常時において即時に対応できる体制を整えており、市民の皆様が常に安心して水道水を飲めるように努めています。

【お問い合わせ・ご意見は】

水質検査計画は、検査結果、水源環境の変化や、皆様からのご意見等を参考にして毎年見直しを行い、状況に応じてその都度改正します。

お問い合わせ、ご意見がありましたら、

函館市企業局 上下水道部 浄水課 水質検査担当 または
水質信頼性保証担当

〒041-0804 函館市赤川町483番地

電 話 0138-46-3031

FAX 0138-46-6930

までお寄せください。



水質試験所



笹流ダム前庭広場

別表-1 函館地区水質検査結果 最高値:給水栓・原水(令和3年4月～令和6年3月)

番号	検 査 項 目	水質基準値	給水栓の最高値			原水の最高値				
			赤川低区 浄水場系統	赤川高区 浄水場系統	旭 岡 浄水場系統	笹 流 貯水池	新中野 貯水池	松倉川	汐泊川	
						赤川低区 浄水場	赤川高区 浄水場	旭岡・赤川低区 浄水場	旭 岡 浄水場	
健康に 関連する 項目	基1 一 般 細 菌	集落数 100 /mL以下	0	0	0	360	380	220	630	
	基2 大 腸 菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	580(検出)	190(検出)	210(検出)	330(検出)	
	基3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
	基4 水 銀 及 び そ の 化 合 物	0.0005 mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	
	基5 セ レ ン 及 び そ の 化 合 物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	基6 鉛 及 び そ の 化 合 物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	基7 ヒ 素 及 び そ の 化 合 物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	基8 六 価 ク ロ ム 化 合 物	0.02 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	基9 亜 硝 酸 態 窒 素	0.04 mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
	基10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.19	0.17	0.21	0.15	0.15	0.17	0.26	
	基12 フ ッ 素 及 び そ の 化 合 物	0.8 mg/L以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
	基13 ホ ウ 素 及 び そ の 化 合 物	1.0 mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
	基14 四 塩 化 炭 素	0.002 mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	基15 1,4- ジ オ キ サ ン	0.05 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	基16 シス-1, 2-ジ'クロロエチレン及びトランス-1, 2-ジ'クロロエチレン	0.04 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	基17 ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	基18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	基19 トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	基20 ベ ン ゼ ン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	基21 塩 素 酸	0.6 mg/L以下	0.10	0.07	0.07	-	-	-	-	
	基22 ク ロ ロ 酢 酸	0.02 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-	-	
	基23 ク ロ ロ ホ ル ム	0.06 mg/L以下	0.005	0.012	0.007	-	-	-	-	
	基24 ジ ク ロ ロ 酢 酸	0.03 mg/L以下	0.002	0.005	0.003	-	-	-	-	
	基25 ジ ブ ロ モ ク ロ ロ メ タ ン	0.1 mg/L以下	0.004	0.003	0.002	-	-	-	-	
	基26 臭 素 酸	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-	-	
	基27 総 ト リ ハ ロ メ タ ン	0.1 mg/L以下	0.013	0.018	0.014	-	-	-	-	
	基28 ト リ ク ロ ロ 酢 酸	0.03 mg/L以下	0.002	0.008	0.004	-	-	-	-	
	基29 ブ ロ モ ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.03 mg/L以下	0.005	0.006	0.005	-	-	-	-	
	基30 ブ ロ モ ホ ル ム	0.09 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-	-	
	基31 ホ ル ム ア ル デ ヒ ド	0.08 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	-	-	-	-	
水道水が有すべき 性状に 関連する 項目	基32 亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.01	<0.01	0.05	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
	基33 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.01	0.05	0.02	0.58	0.59	0.59	0.55	
	基34 鉄 及 び そ の 化 合 物	0.3 mg/L以下	0.05	0.07	<0.01	0.56	0.37	0.52	0.78	
	基35 銅 及 び そ の 化 合 物	1.0 mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
	基36 ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	8	10	8	6	5	5	8	
	基37 マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	0.001	0.002	<0.001	0.052	0.165	0.051	0.118	
	基38 塩 化 物 イ オ ン	200 mg/L以下	9.7	14.0	17.8	9.3	6.0	7.0	12.8	
	基39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L以下	22	24	24	21	24	21	31	
	基40 蒸 発 残 留 物	500 mg/L以下	91	110	90	87	100	90	93	
	基41 陰 イ オ ン 界 面 活 性 剤	0.2 mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
	基42 ジ エ オ ス ミ ン	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000005	<0.000001	0.000004	0.000005	<0.000001	0.000001	
	基43 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	
	基44 非 イ オ ン 界 面 活 性 剤	0.02 mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
	基45 フ ェ ノ ー ル 類	0.005 mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	基46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L以下	0.7	0.6	0.6	1.5	1.0	3.0	2.2	
	基47 pH 値	5.8以上8.6以下	7.2～7.5	7.1～7.7	7.1～7.6	6.2～6.7	6.6～7.4	7.1～7.6	7.1～7.6	
	基48 味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	-	-	-	-	
	基49 臭	気 異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
	基50 色 度	5 度以下	0.9	0.7	0.5	17	12	23	16	
	基51 濁 度	2 度以下	<0.1	0.1	<0.1	28	28	16	37	
備考	・結果表示の「<」は、検査結果が定量下限未満（不検出）のことを示しています。 ・大腸菌は、給水栓「定性」、原水「定量：MPN/100mL」の結果を記載しています。									

別表-2 東部地区水質検査結果 最高値:給水栓(令和3年4月～令和6年3月)

番号	検 査 項 目	水質基準値	給 水 栓 の 最 高 値									
			戸井地区	恵 山 地 区			椋法華地区	南 茅 部 地 区				
			戸 井 浄水場系統	日 浦 浄水場系統	大 洞 浄水場系統	日ノ浜 浄水場系統	椋法華 浄水場系統	古 部 浄水場系統	木 直 浄水場系統	尾札部 浄水場系統	臼 尻 浄水場系統	大 船 浄水場系統
健康 に関 連す る項 目	基1 一 般 細 菌	集落数 100/mL以下	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	基2 大 腸 菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	基3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	基4 水 銀 及 び そ の 化 合 物	0.0005 mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
	基5 セ レ ン 及 び そ の 化 合 物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	基6 鉛 及 び そ の 化 合 物	0.01 mg/L以下	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	基7 ヒ 素 及 び そ の 化 合 物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	<0.001	0.002	0.002	<0.001	0.002
	基8 六 価 ク ロ ム 化 合 物	0.02 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	基9 亜 硝 酸 態 窒 素	0.04 mg/L以下	0.006	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	基10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.48	0.26	0.27	0.17	0.06	0.40	0.46	0.54	0.32	0.25
	基12 フッ 素 及 び そ の 化 合 物	0.8 mg/L以下	<0.05	<0.05	0.07	<0.05	0.13	<0.05	<0.05	0.09	0.06	0.06
	基13 ホウ 素 及 び そ の 化 合 物	1.0 mg/L以下	<0.01	<0.01	0.04	0.02	0.11	0.02	0.07	0.02	<0.01	0.02
	基14 四 塩 化 炭 素	0.002 mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	基15 1,4- ジ オ キ サ ン	0.05 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	基17 ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	基18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	基19 トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	基20 ベ ン ゼ ン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	基21 塩 素 酸	0.6 mg/L以下	0.09	0.08	0.06	0.05	0.07	0.06	0.14	0.06	0.07	0.09
	基22 ク ロ ロ 酢 酸	0.02 mg/L以下	0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	0.001	0.001
	基23 ク ロ ロ ホ ル ム	0.06 mg/L以下	0.017	0.011	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.017	0.005	0.002	0.006
	基24 ジ ク ロ ロ 酢 酸	0.03 mg/L以下	0.011	0.009	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	0.007	0.003	0.001	0.004
	基25 ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	0.009	0.005	0.001	0.001	0.003	<0.001	0.003	0.004	0.003	0.006
	基26 臭 素 酸	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	基27 総 ト リ ハ ロ メ タ ン	0.1 mg/L以下	0.039	0.025	0.001	0.002	0.006	<0.001	0.030	0.013	0.008	0.020
	基28 ト リ ク ロ ロ 酢 酸	0.03 mg/L以下	0.019	0.009	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.012	0.004	0.001	0.006
	基29 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.016	0.010	<0.001	<0.001	0.002	<0.001	0.010	0.005	0.003	0.008
	基30 ブ ロ モ ホ ル ム	0.09 mg/L以下	0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001
	基31 ホ ル ム ア ル デ ヒ ド	0.08 mg/L以下	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002	<0.001	0.002	0.003	0.001	0.002
水 道 水 が 有 す べ き 性 状 に 関 連 す る 項 目	基32 亜 鉛 及 び そ の 化 合 物	1.0 mg/L以下	<0.01	<0.01	0.03	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.01	<0.01
	基33 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.02	<0.01	<0.01	0.01	0.04	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	基34 鉄 及 び そ の 化 合 物	0.3 mg/L以下	0.02	0.01	0.12	<0.01	0.03	0.03	0.02	0.01	0.10	0.02
	基35 銅 及 び そ の 化 合 物	1.0 mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	基36 ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	11	11	11	8	12	8	8	8	8	8
	基37 マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	<0.001	<0.001	0.002	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	基38 塩 化 物 イ オ ン	200 mg/L以下	16.7	16.9	18.4	10.9	11.1	10.1	10.4	9.5	8.7	9.6
	基39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L以下	18	17	28	29	33	22	36	35	24	23
	基40 蒸 発 残 留 物	500 mg/L以下	67	69	81	84	110	79	91	94	94	100
	基41 陰 イ オ ン 界 面 活 性 剤	0.2 mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	基42 ジ エ オ ス ミ ン	0.00001 mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
	基43 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
	基44 非 イ オ ン 界 面 活 性 剤	0.02 mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	基45 フ ェ ノ ー ル 類	0.005 mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	基46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L以下	1.2	1.4	0.1	<0.1	0.1	<0.1	1.0	1.2	0.4	0.6
	基47 pH 値	5.8以上8.6以下	6.7～7.2	6.9～7.5	6.7～7.2	7.8～8.2	7.1～7.6	7.0～7.6	7.2～7.6	6.9～7.4	6.9～7.5	7.0～7.7
	基48 味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
	基49 臭 気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
	基50 色 度	5 度以下	2.2	3.7	1.5	0.5	0.5	0.7	0.8	1.7	1.8	0.6
	基51 濁 度	2 度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
備 考	・結果表示の「<」は、検査結果が定量下限未満（不検出）のことを示しています。 ・大腸菌は、給水栓「定性」の結果を記載しています。											

別表-3 東部地区水質検査結果 最高値:原水(令和3年4月～令和6年3月)

番号	検 査 項 目	水質基準値	原 水 の 最 高 値									
			戸井地区	恵 山 地 区			椋法華地区	南 茅 部 地 区				
			戸 井 浄水場系統	日 浦 浄水場系統	大 洞 浄水場系統	日ノ浜 浄水場系統	椋法華 浄水場系統	古 部 浄水場系統	木 直 浄水場系統	尾札部 浄水場系統	臼 尻 浄水場系統	大 船 浄水場系統
健康 に 関 連 す る 項 目	基1 一 般 細 菌	集落数 100/mL以下	780	560	12	12	45	3	220	380	120	150
	基2 大 腸 菌	検出されないこと	770(検出)	180(検出)	<1.0(不検出)	1.0(検出)	11(検出)	<1.0(不検出)	64(検出)	820(検出)	62(検出)	290(検出)
	基3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	基4 水 銀 及 び そ の 化 合 物	0.0005 mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
	基5 セ レ ン 及 び そ の 化 合 物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	基6 鉛 及 び そ の 化 合 物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	基7 ヒ 素 及 び そ の 化 合 物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	0.024	<0.001	0.002	0.002	<0.001	0.002
	基8 六 価 ク ロ ム 化 合 物	0.02 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	基9 亜 硝 酸 態 窒 素	0.04 mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	基10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.35	0.53	0.32	0.16	0.06	0.39	0.43	0.65	0.49	0.23
	基12 フッ 素 及 び そ の 化 合 物	0.8 mg/L以下	<0.05	<0.05	0.05	<0.05	0.15	<0.05	<0.05	0.06	0.08	0.05
	基13 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.01	0.01	0.04	0.02	0.11	0.02	0.07	<0.01	<0.01	0.02
	基14 四 塩 化 炭 素	0.002 mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	基15 1,4- ジ オ キ サ ン	0.05 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	基17 ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	基18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	基19 トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	基20 ベ ン ゼ ン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	基21 塩 素 酸	0.6 mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	基22 ク ロ ロ 酢 酸	0.02 mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	基23 ク ロ ロ ホ ル ム	0.06 mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	基24 ジ ク ロ ロ 酢 酸	0.03 mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	基25 ジプロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	基26 臭 素 酸	0.01 mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	基27 総 トリハロメタン	0.1 mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	基28 トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	基29 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	基30 ブ ロ モ ホ ル ム	0.09 mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	基31 ホ ル ム アル デ ヒ ド	0.08 mg/L以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水 道 水 が 有 す べ き 性 状 に 関 連 す る 項 目	基32 亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	基33 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.10	0.07	<0.01	0.01	0.02	<0.01	0.12	0.04	0.52	0.28
	基34 鉄 及 び そ の 化 合 物	0.3 mg/L以下	0.10	0.05	<0.01	<0.01	<0.01	0.03	0.13	0.03	0.02	0.11
	基35 銅 及 び そ の 化 合 物	1.0 mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	基36 ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	10	11	10	9	11	7	9	9	7	11
	基37 マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	0.014	0.005	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.027	0.003	0.029	0.056
	基38 塩 化 物 イ オ ン	200 mg/L以下	15.6	15.9	17.9	10.5	11.2	9.9	9.7	9.6	8.6	9.2
	基39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L以下	19	21	27	29	34	20	34	39	26	42
	基40 蒸 発 残 留 物	500 mg/L以下	83	72	92	86	110	85	110	100	98	190
	基41 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	基42 ジ エ オ ス ミ ン	0.00001 mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
	基43 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
	基44 非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	基45 フ ェ ノ ー ル 類	0.005 mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	基46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L以下	2.9	4.1	0.1	<0.1	0.5	<0.1	2.2	2.4	1.5	1.9
	基47 pH 値	5.8以上8.6以下	6.8～7.2	7.0～7.3	6.6～7.2	7.4～7.8	7.4～7.9	7.0～7.5	7.1～7.5	7.2～7.5	5.4～6.8	6.3～7.6
基48 味	異常でないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
基49 臭 気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
基50 色 度	5 度以下	17	20	0.5	<0.5	1.0	<0.5	12	11	8.2	11	
基51 濁 度	2 度以下	3.7	1.6	<0.1	0.2	0.3	<0.1	3.2	0.7	2.2	2.0	
備 考	・結果表示の「<」は、検査結果が定量下限未満（不検出）のことを示しています。 ・大腸菌は、原水「定量:MPN/100mL」の結果を記載しています。											

別表-4 函館地区水質検査結果平均値(令和5年度)

番号		検 査 項 目	水質基準値	赤川低区浄水場 系 統 給 水 栓	赤川高区浄水場 系 統 給 水 栓	旭岡 浄 水 場 系 統 給 水 栓	備考
健康に 関連する 項目	基1	一 般 細 菌	集落数 100/mL以下	0	0	0	病原生物指標
	基2	大 腸 菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	
	基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
	基4	水 銀 及 び そ の 化 合 物	0.0005 mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	重 金 属 ・ 無 機 物 質
	基5	セ レ ン 及 び そ の 化 合 物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	基6	鉛 及 び そ の 化 合 物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	基7	ヒ 素 及 び そ の 化 合 物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	基8	六 価 ク ロ ム 化 合 物	0.02 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	基9	亜 硝 酸 態 窒 素	0.04 mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	
	基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.11	0.09	0.11	
	基12	フ ッ 素 及 び そ の 化 合 物	0.8 mg/L以下	<0.05	<0.05	<0.05	一 般 有 機 化 学 物 質
	基13	ホ ウ 素 及 び そ の 化 合 物	1.0 mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	
	基14	四 塩 化 炭 素	0.002 mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	基15	1,4- ジ オ キ サ ン	0.05 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	
	基16	シス-1,2-ジ*クロロエチレン及びトランス-1,2-ジ*クロロエチレン	0.04 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	基17	ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	基18	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	基19	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.03 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	基20	ベ ン ゼ ン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	消 毒 副 生 成 物
	基21	塩 素 酸	0.6 mg/L以下	<0.05	<0.05	<0.05	
	基22	ク ロ ロ 酢 酸	0.02 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	基23	ク ロ ロ ホ ル ム	0.06 mg/L以下	0.002	0.004	0.004	
	基24	ジ ク ロ ロ 酢 酸	0.03 mg/L以下	0.001	0.002	0.002	
	基25	ジ ブ ロ モ ク ロ ロ メ タ ン	0.1 mg/L以下	0.002	0.002	0.001	
	基26	臭 素 酸	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	基27	総 ト リ ハ ロ メ タ ン	0.1 mg/L以下	0.006	0.009	0.008	
	基28	ト リ ク ロ ロ 酢 酸	0.03 mg/L以下	0.001	0.003	0.003	
	基29	ブ ロ モ ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.03 mg/L以下	0.002	0.003	0.003	
	基30	ブ ロ モ ホ ル ム	0.09 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	基31	ホ ル ム ア ル デ ヒ ド	0.08 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	
水道水が 有すべき 性状に 関連する 項目	基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.01	<0.01	0.01	色
	基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	
	基34	鉄 及 び そ の 化 合 物	0.3 mg/L以下	<0.01	0.01	<0.01	
	基35	銅 及 び そ の 化 合 物	1.0 mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	味覚
	基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	6	8	6	
	基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	
	基38	塩 化 物 イ オ ン	200 mg/L以下	7.8	8.0	9.2	味覚
	基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L以下	19	20	18	
	基40	蒸 発 残 留 物	500 mg/L以下	78	89	75	
	基41	陰 イ オ ン 界 面 活 性 剤	0.2 mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	発泡
	基42	ジ エ オ ス ミ ン	0.00001 mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	におい
	基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	
	基44	非 イ オ ン 界 面 活 性 剤	0.02 mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	発泡
	基45	フ ェ ノ ー ル 類	0.005 mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	におい
	基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L以下	0.3	0.3	0.3	味覚
	基47	pH 値	5.8以上8.6以下	7.3	7.4	7.4	基 礎 的 性 状
基48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし		
基49	臭 気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし		
基50	色 度	5 度以下	<0.5	<0.5	<0.5		
基51	濁 度	2 度以下	<0.1	<0.1	<0.1		
衛生上必要 な措置	残 留 塩 素	0.1 mg/L以上	0.3	0.3	0.3	消毒	
備考	・結果表示の「<」は、検査結果が定量下限未満（不検出）のことを示しています。 ・大腸菌は、給水栓「定性」の結果を記載しています。 ・毎日検査「消毒の残留効果」の水質基準値欄の数値は、水道法施行規則第17条(衛生上必要な措置)によります。						

別表-5-1 東部地区水質検査結果平均値(令和5年度)

番号		検 査 項 目	水質基準値	戸 井 地 区	恵 山 地 区				榎 法 華 地 区	備考
				戸 井 浄 水 場 系 統 給 水 栓	日 浦 浄 水 場 系 統 給 水 栓	大 潤 浄 水 場 系 統 給 水 栓	日ノ浜浄水場 系 統 給 水 栓	榎法華浄水場 系 統 給 水 栓		
健康に 関連する 項目	基1	一 般 細 菌	集落数 100/mL以下	0	0	0	0	0	病原生物指標	
	基2	大 腸 菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出		
	基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		重 金 属 ・ 無 機 物 質
	基4	水 銀 及 び そ の 化 合 物	0.0005 mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		
	基5	セ レ ン 及 び そ の 化 合 物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
	基6	鉛 及 び そ の 化 合 物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
	基7	ヒ 素 及 び そ の 化 合 物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.002		
	基8	六 価 ク ロ ム 化 合 物	0.02 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
	基9	亜 硝 酸 態 窒 素	0.04 mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004		
	基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
	基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.25	0.14	0.22	0.16	0.06		
	基12	フ ッ 素 及 び そ の 化 合 物	0.8 mg/L以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.10		
	基13	ホ ウ 素 及 び そ の 化 合 物	1.0 mg/L以下	<0.01	<0.01	0.04	0.02	0.10		
	基14	四 塩 化 炭 素	0.002 mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	一 般 有 機 化 学 物 質	
	基15	1,4- ジ オ キ サ ン	0.05 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
	基16	シス-1,2-ジ*クロロエチレン及びトランス-1,2-ジ*クロロエチレン	0.04 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
	基17	ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
	基18	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
	基19	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.03 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
	基20	ベ ン ゼ ン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
	基21	塩 素 酸	0.6 mg/L以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	消 毒 副 生 成 物	
	基22	ク ロ ロ 酢 酸	0.02 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
	基23	ク ロ ロ ホ ル ム	0.06 mg/L以下	0.009	0.006	<0.001	<0.001	<0.001		
	基24	ジ ク ロ ロ 酢 酸	0.03 mg/L以下	0.007	0.006	<0.001	<0.001	<0.001		
	基25	ジ ブ ロ モ ク ロ ロ メ タ ン	0.1 mg/L以下	0.006	0.003	<0.001	<0.001	0.002		
	基26	臭 素 酸	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
	基27	総 ト リ ハ ロ メ タ ン	0.1 mg/L以下	0.023	0.014	<0.001	<0.001	0.002		
	基28	ト リ ク ロ ロ 酢 酸	0.03 mg/L以下	0.010	0.006	<0.001	<0.001	<0.001		
	基29	ブ ロ モ ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.03 mg/L以下	0.008	0.005	<0.001	<0.001	<0.001		
	基30	ブ ロ モ ホ ル ム	0.09 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
	基31	ホ ル ム ア ル デ ヒ ド	0.08 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
水道水が有すべき 性状に 関連する 項目	基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.01	<0.01	0.02	<0.01	<0.01	色	
	基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02		
	基34	鉄 及 び そ の 化 合 物	0.3 mg/L以下	<0.01	<0.01	0.04	<0.01	<0.01		
	基35	銅 及 び そ の 化 合 物	1.0 mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		
	基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	9	10	10	8	10	味覚	
	基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	色	
	基38	塩 化 物 イ オ ン	200 mg/L以下	13.9	12.8	13.7	10.6	10.7	味覚	
	基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L以下	13	13	23	24	29		
	基40	蒸 発 残 留 物	500 mg/L以下	62	64	78	78	110		
	基41	陰 イ オ ン 界 面 活 性 剤	0.2 mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	発泡	
	基42	ジ ェ オ ス ミ ン	0.00001 mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	におい	
	基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		
	基44	非 イ オ ン 界 面 活 性 剤	0.02 mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	発泡	
	基45	フ ェ ノ ー ル 類	0.005 mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	におい	
	基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L以下	0.7	0.9	<0.1	<0.1	<0.1	味覚	
基47	pH 値	5.8以上8.6以下	6.9	7.2	6.8	8.0	7.3	基 礎 的 性 状		
基48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			
基49	臭	気 異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			
基50	色	度 5 度以下	1.1	2.0	<0.5	<0.5	<0.5			
基51	濁	度 2 度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1			
衛生上必要な措置		残 留 塩 素	0.1 mg/L以上	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	消毒	
備考	・結果表示の「<」は、検査結果が定量下限未満（不検出）のことを示しています。 ・大腸菌は、給水栓「定性」の結果を記載しています。 ・毎日検査「消毒の残留効果」の水質基準値欄の数値は、水道法施行規則第17条（衛生上必要な措置）によります。									

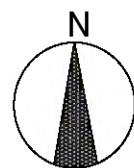
別表-5-2 東部地区水質検査結果平均値(令和5年度)

番号	検 査 項 目		水質基準値	南 茅 部 地 区					備考
				古 部 浄 水 場 系 統 給 水 栓	木 直 浄 水 場 系 統 給 水 栓	尾 札 部 浄 水 場 系 統 給 水 栓	臼 尻 浄 水 場 系 統 給 水 栓	大 船 浄 水 場 系 統 給 水 栓	
健康に 関連する 項目	基1	一 般 細 菌	集落数 100/mL以下	0	0	0	0	0	病原生 物指標
	基2	大 腸 菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
	基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
	基4	水 銀 及 び そ の 化 合 物	0.0005 mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	
	基5	セ レ ン 及 び そ の 化 合 物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	基6	鉛 及 び そ の 化 合 物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	基7	ヒ 素 及 び そ の 化 合 物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	0.002	
	基8	六 価 ク ロ ム 化 合 物	0.02 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	基9	亜 硝 酸 態 窒 素	0.04 mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
	基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.37	0.34	0.26	0.17	0.16	重 金 属 ・ 無 機 物 質
	基12	フ ッ 素 及 び そ の 化 合 物	0.8 mg/L以下	<0.05	<0.05	0.08	0.06	<0.05	
	基13	ホ ウ 素 及 び そ の 化 合 物	1.0 mg/L以下	0.02	0.06	<0.01	<0.01	0.02	
	基14	四 塩 化 炭 素	0.002 mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	基15	1,4- ジ オ キ サ ン	0.05 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	基16	シス-1,2-ジ'クロロエチレン及びトランス-1,2-ジ'クロロエチレン	0.04 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	基17	ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	基18	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	基19	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.03 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	基20	ベ ン ゼ ン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	基21	塩 素 酸	0.6 mg/L以下	<0.05	0.06	<0.05	<0.05	<0.05	一 般 有 機 化 学 物 質
	基22	ク ロ ロ 酢 酸	0.02 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	基23	ク ロ ロ ホ ル ム	0.06 mg/L以下	<0.001	0.010	0.002	<0.001	0.004	
	基24	ジ ク ロ ロ 酢 酸	0.03 mg/L以下	<0.001	0.005	0.002	<0.001	0.003	
	基25	ジ ブ ロ モ ク ロ ロ メ タ ン	0.1 mg/L以下	<0.001	0.002	0.002	0.002	0.004	
	基26	臭 素 酸	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	基27	総 ト リ ハ ロ メ タ ン	0.1 mg/L以下	<0.001	0.018	0.007	0.006	0.014	
	基28	ト リ ク ロ ロ 酢 酸	0.03 mg/L以下	<0.001	0.008	0.002	<0.001	0.004	
	基29	ブ ロ モ ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.03 mg/L以下	<0.001	0.006	0.003	0.002	0.006	
	基30	ブ ロ モ ホ ル ム	0.09 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	基31	ホ ル ム ア ル デ ヒ ド	0.08 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
水道水が 有すべき 性状に 関連する 項目	基32	亜 鉛 及 び そ の 化 合 物	1.0 mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	色
	基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
	基34	鉄 及 び そ の 化 合 物	0.3 mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	0.05	<0.01	
	基35	銅 及 び そ の 化 合 物	1.0 mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
	基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	6	6	6	6	6	味覚
	基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	色
	基38	塩 化 物 イ オ ン	200 mg/L以下	9.8	9.0	7.6	7.6	8.8	味覚
	基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L以下	18	28	27	20	18	
	基40	蒸 発 残 留 物	500 mg/L以下	73	88	83	81	96	発泡
	基41	陰 イ オ ン 界 面 活 性 剤	0.2 mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
	基42	ジ エ オ ス ミ ン	0.00001 mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	におい
	基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	
	基44	非 イ オ ン 界 面 活 性 剤	0.02 mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	発泡
	基45	フ ェ ノ ー ル 類	0.005 mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	におい
	基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L以下	<0.1	0.6	0.6	0.3	0.4	味覚
	基47	pH 値	5.8以上8.6以下	7.2	7.3	7.2	7.2	7.4	基 礎 的 性 状
	基48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
	基49	臭 気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
	基50	色 度	5 度以下	<0.5	0.5	0.7	0.8	<0.5	
	基51	濁 度	2 度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
衛生上必要 な措置	残 留 塩 素	0.1 mg/L以上	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	消毒
備 考	・結果表示の「<」は、検査結果が定量下限未満（不検出）のことを示しています。 ・大腸菌は、給水栓「定性」の結果を記載しています。 ・毎日検査「消毒の残留効果」の水質基準値欄の数値は、水道法施行規則第17条（衛生上必要な措置）によります。								

水道施設位置図



函館地区水質検査箇所



番号	検査箇所
①	中島町、函館市立中島小学校
②	船見町、本願寺函館別院台町出張所
③	石崎町、石崎郵便局
④	入舟町、入舟町会館
⑤	桔梗4丁目、函館市桔梗福祉交流センター
⑥	銭亀町、函館市銭亀沢支所
⑦	谷地頭町、函館市谷地頭老人福祉センター
⑧	亀田中野町、三方設備工業株式会社
⑨	東山町、函館プラスチック処理センター



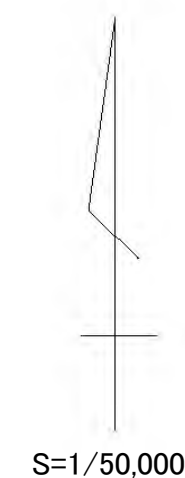
凡 例	
	赤川低区浄水場系統
	赤川高区浄水場系統
	旭岡浄水場系統

戸井地区水質検査箇所

凡 例

- 戸井浄水場系
- 戸井浄水場西部配水池区域系

番号	検査箇所
⑪-1	原木町, 函館市原木会館
⑪-2	小安町, 小安増圧ポンプ



戸井地区

恵山地区水質検査箇所



S=1/50,000

△毛無山

△三森山

楸法華地区

△海向山

△恵山

古武井川

日ノ浜浄水場

恵山支所

凡 例	
	日 浦 浄 水 場 系
	大 潤 浄 水 場 系
	日ノ浜 浄 水 場 系

日ノ浜

尻岸内川

大潤浄水場

大潤

恵山地区

番号	検 査 箇 所
12	日浦町, 民間宅
13	豊浦町, 民間宅
14	御崎町, 民間宅

日浦浄水場

戸井地区

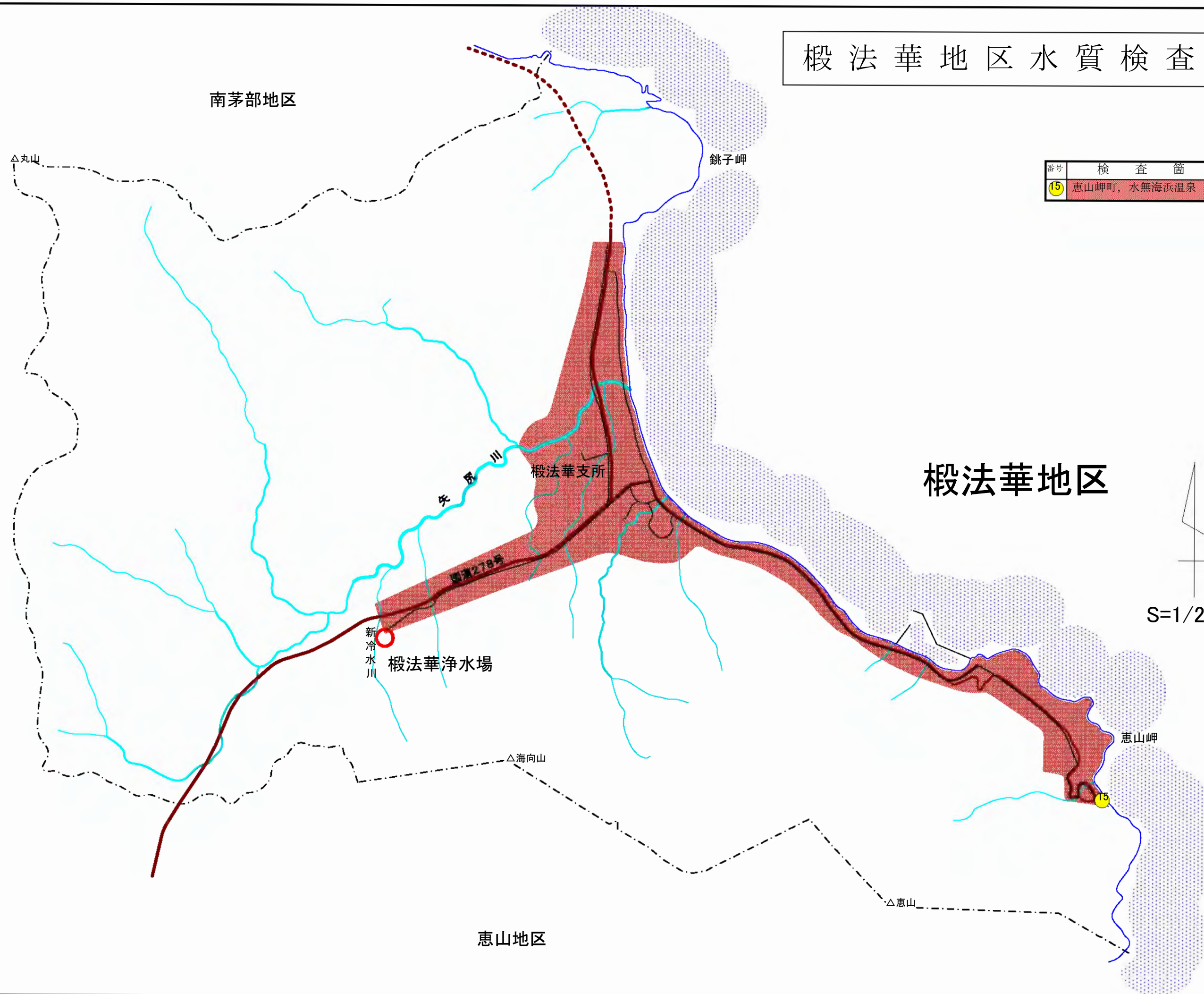
国道278号

日浦

榎法華地区水質検査箇所

番号	検査箇所
15	恵山岬町、水無海浜温泉

S=1/25,000



南茅部地区水质検査箇所

凡 例	
	古部浄水場系
	木直浄水場系
	尾札部浄水場系
	臼尻浄水場系
	大船浄水場系

番号	検 査 箇 所
16	古部町, 南かやへ漁協木直支所古部出張所
17	木直町, 民間宅
18	川汲町, 民間宅
19	豊崎町, 民間宅
20	岩戸町, 民間宅

